

6月は動物の正しい飼い方推進月間

## 飼い主は愛情と責任を持つて

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。飼い主は周辺住民や通行人に迷惑を掛けないよう、責任を持ちましょう。

### 犬を飼う場合

登録(生涯1度)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。また、フィラリアなどの人獣共通感染症を予防することも大切です。転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましょう。

### 放し飼いは禁止

人への危害や農作物の被害の原因となるので、犬の放し飼いはやめましょう。散歩をするときは、必ず引き綱を付け、犬の動きを制御できる人が行いましょう。また、猫は室内で飼いましょう。

### フンなどの排せつ物

排せつ場所のしつけをし、散歩中にしたフンやブラッシングで抜

けた毛は飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。

### 不妊・去勢手術のすすめ

飼い主に望まれない不幸な命を増やさないためには、不妊・去勢手術を受けさせましょう。去勢手術を行うと凶暴性や無駄吠えなどを和らげる効果が期待できます。

### 犬が人をかんでしまったら

飼い犬が咬傷事故などを起こしてしまつたら、飼い主は保健所に届け出をする必要があります。

### 捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫は、野良犬・野良猫となり、人に害を与えることがあります。誰かが拾ってくれるだろうという気持ちで捨てることは、絶対にやめましょう。動物を捨てる50万円以下の罰金が科せられることがあります。どうしても飼えなくなった場合は、県動物愛護センターに引き取ってもらう方法(有料)もあります。毎週火曜

日の午後3時～3時10分に県動物愛護センターの巡回車が印旛保健所成田支所(加良部公民館隣)に来て引き取りを行っています。

### 相談・手続きなどの窓口

- 犬の登録に関する手続き…市環境衛生課(☎20・1531)
- 咬傷事故などの届け出…印旛保健所成田支所(☎26・7231)
- 犬や猫の引き取り・しつけ教室…県動物愛護センター(☎93・5711)
- ペットに関する各種相談…(財)千葉県動物保護管理協会(☎043・214・7814)

※くわしくは各問い合わせ先へ。

## 住宅用火災警報器

### あなたの家は設置しましたか

平成20年6月からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

### すでに設置している人は

設置した住宅用火災警報器が、万一の時に正しく作動するために、は日ごろの点検や掃除、確認が必

要になります。

○引きひもや警報器停止ボタンで作動確認をする

○付着したほこりはふき取る

○点検・掃除方法は、機種により異なることがあるので取扱説明書を参照する

○寝室の変更があった場合、それに合わせて設置している場所や位置を変更する

### 火災以外で鳴ってしまったら

本体に付いている引きひもを引くか、警報停止ボタンを押してください。

機種によって異なることがあるので取扱説明書を確認しておくことが必要です。

### 悪質な訪問販売に注意

不適正な価格・強引な販売などを行う業者に注意してください。「怪しいな」「おかしいな」と思ったら、すぐに消費生活センター(☎23・1161)へ相談しましょう。

住宅用火災警報器の訪問販売は、クーリング・オフ制度の対象です。

※くわしくは消防本部予防課(☎20・1591)または住宅用火災警報器相談室(☎01201565-911)へ。

## 家電リサイクル法

### 対象機器が追加されました

4月1日から家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の対象機器に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されました。

対象機器…エアコン、テレビ(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

## スズメバチ駆除に補助金

市では、スズメバチに限定し、建物や樹木などに作られた巣を駆除するときに補助金を交付しています。交付を受けるには事前の申し込みが必要です。※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。



## 除草剤の散布

### 飛散しないよう 細心の注意を

住宅地などで除草剤(農薬)を散布するときは次のことを守り、飛散しないよう注意してください。

- 周囲に影響が少ない時間帯を選び、風が無いときや弱いときに最小限の範囲にとどめ、風向きや散布方向などを考えて隣接地へ飛散しないよう注意をする
- 庭木など食用としない植物への散布であっても、農薬取締法に基づいて登録された農薬を使用し、ラベルに記載されている使用上の注意を守って使用する
- 事前に周辺の住民に農薬の使用目的・散布日時・農薬の種類などを連絡し、散布時には立て看板などで区域内にはほかの人が入

らないように注意する。特に、学校や通学路があり、散布時に通行が予想される場合には、学校や保護者などに連絡する

○農薬を使用した年月日、場所、農薬の種類・名称、希釈倍率、対象植物などを記録し、一定期間保管する

※農薬と健康に関する相談は農政課(☎20-1541)または健康増進課(☎27-1111)へ。

## 水道週間

### 限りある水を もっと大切に

6月1日(月)～7日(日)は水道週間です。限りある資源を大切にしましょう。

**漏水に注意**  
使用水量が極端に多いと思った

ら、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を閉めても、水道メーターの星型パイロットメーターや1ℓ針が動いていたら、早急に成田市指定給水装置工事業者に連絡して修繕してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22-0269)へ。

## 定額給付金・子育て応援特別手当

### 手続きはお早めに

4月27日から定額給付金と子育て応援特別手当の申請を受け付けています。

既に申請した人への給付は、大量の申請を取り扱うため、振り込みまでに4～6週間の期間がかかります。給付日は決定通知書を郵送してお知らせします。

## 市営住宅の入居者

### 受け付けは 1日から15日まで

市では、市営住宅の空き家人居者を次の通り募集します。

**申込資格** 以下の要件をすべて満たす人

- 続けて6カ月以上、市内に居住しているか勤務先があること
- 同居しようとする親族がいること
- 住宅に困っていること
- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8千円以下(高齢者・障がい者・子育て世帯は21万4千円以下)であること
- 市税を滞納していないこと

○ 連帯保証人がいること

○ 申込者と同居しようとする親族が暴力団員でないこと

○ 家賃希望する住宅や、世帯の所得額によって異なる

○ 申請書が届かないなど不明な点があつたら、企画政策課定額給付金班「成田市定額給付金等問い合わせ窓口」(☎73-6510)へ。

現金給付の場合も、給付日は申請受付後に決定通知書を郵送してお知らせします。

※申請書が届かないなど不明な点があつたら、企画政策課定額給付金班「成田市定額給付金等問い合わせ窓口」(☎73-6510)へ。

○ 連帯保証人がいること

○ 申込者と同居しようとする親族が暴力団員でないこと

○ 家賃希望する住宅や、世帯の所得額によって異なる

○ 申請書が届かないなど不明な点があつたら、企画政策課定額給付金班「成田市定額給付金等問い合わせ窓口」(☎73-6510)へ。

現金給付の場合も、給付日は申請受付後に決定通知書を郵送してお知らせします。

※申請書が届かないなど不明な点があつたら、企画政策課定額給付金班「成田市定額給付金等問い合わせ窓口」(☎73-6510)へ。

## 市長日誌

(5月1日～15日)

- 1日 防犯巡回指導員委嘱状交付式
- 7日 北千葉道路建設促進期成同盟総会  
廃棄物不法投棄監視員委嘱状交付式  
体育指導委員連絡協議会総会  
(仮称)公津の杜複合施設整備計画に係る地元説明会
- 8日 千葉県長沼水害予防組合常設委員会  
伊能歌舞伎米研究会総会
- 9日 成田山平和大塔まつり奉納総踊り  
PTA連絡協議会総会
- 10日 伊能歌舞伎保存会総会
- 11日 成田新高速鉄道建設促進期成同盟総会
- 13日 生涯大学院入学式・開講式  
成田赤十字病院地域医療支援病院運営委員会  
遺族会総会
- 15日 老人クラブ連合会総会  
なりた環境ネットワーク役員会  
酪農組合総会  
成田地区SOSネットワーク連絡協議会総会  
千葉県長沼水害予防組合組合会



平和大塔まつり奉納総踊りに参加者を激励

## 入居を募集する市営住宅

団地名	募集戸数	間取り	所在地	世帯人数
北園護台	1(3階)	3DK(6、6、7.5畳)	園護台1385-1	3人以上
中園護台	2(1階)	3DK(6、6、6畳)	園護台2-3-1	3人以上
中園護台	1(1階)	3DK(6、6、4.5畳)	園護台2-3-1	2人以上
桜川	1(2階)、1(3階)、2(4階)	3K(6、4.5、3畳)	三里塚248	1人以上
名木	1(平屋建て)	4DK(8、6、6、6畳)	名木931	2人以上
名木	6(平屋建て)	3K(6、6、4.5畳)	名木931	2人以上

**住民票・印鑑登録証明書**

**自動交付機で  
取得できます**

自動交付機を利用するには、暗証番号が登録された専用カードが必要で、住民票と印鑑登録証明書が取得できる「印鑑登録証・なりた市民カード」と住民票のみが取得できる「なりた市民カード」の2種類があります。カードの交付申請には、4桁の暗証番号の登録が必要になりますので、必ず本人が申請してください。現在お持ちの印鑑登録証を専用カードに取り替えることもできます。

必要なもの「印鑑登録証(すでに印鑑登録している人)、印鑑(新規で印鑑登録する人は登録する印鑑)、官公署発行の顔写真付き身分証明書

受付場所「市民課(赤坂・遠山分室を除く)、下総・大栄支所市民福祉課

身分証明書がない場合は、後日、申請人の意思確認のための「照会書」を自宅に郵送しますので、「回答書」欄に押印し必要事項を記入して、申請窓口を持ってきてください。身分証明書がない人でも、

**自動交付機の設置場所と稼働時間**

設置場所	稼働時間	休止日
市民課前	午前8時30分～午後5時	土・日曜日(第2・4日曜日を除く)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
三里塚コミュニティセンター(☎40-4880)	午前9時～午後5時	休館日(くわしくは各施設にお問い合わせください)
中央公民館(☎27-5911)		

成田市に印鑑登録している人を保証人として申請した場合は、即日交付が受けられます。そのとき、保証人の登録印の押印と登録番号の記入された保証書が必要になります。

※自動交付機で使用できるのは、紙幣は千円札のみ、硬貨は10円以上です。くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所市民福祉課(☎96-1113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8066)へ。

**水道メーターの交換  
委託を受けた業者が  
交換に伺います**

水道メーターは、計量法により使用期間が8年と定められてい

ます。このため、使用期間が満了となる水道メーターについて、順次交換を行っています。該当する家庭や事業所などに市からの委託を受けた業者が交換作業に伺います。

※交換作業は無料です。くわしくは水道部工務課(☎22-0269)へ。

**家庭の「ごみ」  
分別して収集袋へ**

市では、ごみを指定ごみ収集袋で分別収集しています。決められた収集日の午前8時30分までに集積所に出してください。

ごみを処理施設に直接自己搬入する場合は、地区ごとに搬入先が異なりますので注意してください。

**成田地区**  
「燃やせるごみ」(青袋)、「ビニール・プラスチック類」(白袋)、「ビン・カン・ガラス」(赤袋)、「金物・陶磁器類」(黄袋)に分別してください。

乾電池・体温計・温度計・蛍光灯などは「有害ごみ」です。指定袋が入っている外袋か、中身が確認できる袋を使用してください。

「粗大ごみ」の収集を希望する人は、いずみ清掃工場(☎36-1689)に申し込みをしてください。

**下総・大栄地区**  
「可燃ごみ」(緑袋)、「ビン・カン」(黄袋)、「不燃ごみ」(赤袋)、「ペットボトル」(白袋)に分別してください。

家具類などは、伊地山クリーンセンター(☎0478-59-2148)へ直接搬入してください。直接搬入するには下総・大栄支所農産土木課で発行する搬入券が必要です。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

**井戸水などの水質検査**

**申し込みは  
食品衛生協会へ**

食品衛生協会では、水質検査の窓口を開設しました。検査は、食品事業関係者以外の人も受け付けます。

予約と容器的貸し出し「月々金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時

検査受付方法「水曜日(祝日の場合は木曜日)午前9時～11時に、当日採取した井戸水を提

出  
予約・受付場所「印旛合同庁舎内(佐倉市)  
料金「会員(食品関係業者)6,000円、一般7,000円  
結果報告は、約2週間後に検査機関から郵送します。  
検査で異状が認められた場合は、印旛保健所健康生活支援課(☎043-483-1137)、印旛保健所成田支所(☎26-7231)に相談してください。  
※くわしくは印旛保健所管内食品衛生協会(☎043-483-1179)へ。

**6月の水道水の排水作業**

水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
6月8日(月)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時～翌午前5時
6月9日(火)	並木町(成瀬台・ウルシ台)地区	

※くわしくは水道部工務課(☎22-0269)へ。